

平成 26 年 3 月 7 日

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会発言要旨

公益社団法人被害者支援都民センター理事 大久保恵美子

○犯罪事実の解明による刑の減軽制度、捜査・公判協力型協議・合意制度、刑事免責制度

被害者等は、犯人が検挙され、適切に処罰され、事件の真相が解明されることを強く望み、捜査にも協力している。一方で、犯罪者が供述を拒み真実が解明されない事案も増えていると指摘されている。そのため、事件の事情をよく知る者が進んで真実を供述する動機付けとなるものとして、「犯罪事実の解明による刑の減軽制度」を導入する意義はあると思う。

「考えられる制度の概要」1の「自己の犯罪事実を明らかにする行為」、2の「他人の犯罪事実を明らかにする行為」に記載されている制度は、供述の動機づけとして有効であり、検挙が困難な上位の共犯者や背後関係者などの検挙にも役立つことが期待できると思う。

しかし、被害者としては、重い罪を犯した犯罪者が簡単に減軽される制度は納得できないことも本心であるため、制度の対象犯罪は、生命を奪われたり重傷を負った犯罪以外に限定することが望ましいと考える。仮に対象犯罪を限定しないのであれば、重い罪を犯した犯罪者については、刑を減軽するかどうかにより慎重に判断される制度であることが必要と考える。

「捜査・公判協力型協議・合意制度」については、全ての事件でこの制度が使われることになるならば、被害者の立場からすれば、自分たちのために捜査をしてくれていると思っていた捜査機関に不信感を抱くことにならないかと懸念するし、国民の視点からみても、「犯罪を通報しても、捜査に協力しても犯人と取引するのだろう」と考えてしまい、捜査に協力し、犯罪の無い社会を目指すという気持ちを失い、ひいては犯罪が増える社会にならないかと懸念する。そのため、この制度を導入するとするならば、被害者がいない事件やこのような手段を使っても犯人を検挙したり処罰したりする必要性が高い事件に対象犯罪を限定してもらいたいと思う。

○被疑者・被告人の身柄拘束の在り方

第1の勾留と在宅の間の中間的な処分については、以前の部会でも申し上げたように、いくら遵守事項を定めたとしても、被疑者による罪証隠滅や逃亡を確実に防止することはできないと思う。そのため、このような制度を導入すれ

ば、被害者が被疑者から被害申告を取り下げるよう脅迫されたり報復されるのではないかという恐怖を感じさせ、ひいては被害申告をためらわせることになりかねないから、このような制度の導入には反対である。このような制度を導入することは、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づく第2次犯罪被害者等基本計画の重点課題で、「・・・再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり・・・このような犯罪被害者等の精神的・身体的被害に対し、これを回復・軽減し、又は防止するための取組を行わなければならない」とされていることにも沿わないのではないかと考える。

○全体的な制度の在り方について

(1) ある犯罪被害者遺族が書いた詩

「法律」

法律は、人々の平和な生活を守るためにあるものと信じて疑わなかった。

ことさら法律を意識することなく生きてきた。

我が子を殺されてしまったあの日までは。

「殺人」という動かぬ事実を前にして、法律は私を裏切ったのだ。

被害者の人権を無視して、嘆き怒りの訴えに耳を貸さず、加害者の人権を必要以上に擁護したり、明治の衣を着たまま現代人を縛りつける法律の存在。

もはや、そんな法律は死んでいるに等しい。

法律は生き物なのだ。今この時代に合った。

(2) 犯罪被害者等が現状の刑事司法に思うこと

- ①現状の憲法、刑事司法の中では、被疑者・被告人の権利と国の捜査権、刑罰権のバランスを図るために、所々に被害者に配慮した条文が垣間見える程度で、被害者の権利は無いに等しい。そのため、刑事司法からの二次的被害を受け“国からも裏切られた”と痛感させられる。
- ②刑事裁判は“被疑者・被告人が主役”であり、その社会復帰と更生のために被害者は脇に控えさせられているだけの存在としか思えない。
- ③犯罪被害者はなぜ被害に遭わねばならなかったのか、なぜ家族は殺されねばならなかったのか、なぜ被告は事件を起こしたのか、等の詳細を知らなければ回復の第一歩を踏み出すことができず、真実を知りたいと強く望むが、刑事裁判では虚偽の発言がなされたり尊厳を傷つける言動等に更に傷を深くし、第3次被害者化（被害に遭い苦しんでいるにも関わらず、誰にも助けて貰えない自分は生きている価値もないと考え自滅する）の途をた

どる。

(3) 「世界一安全な日本」創造戦略(平成 25 年 12 月 10 日 閣議決定)

犯罪被害者等の保護策として

①刑事手続等における犯罪被害者等施策の推進

「刑事手続における犯罪被害者の保護及び再被害防止を図るため、必要な情報の提供、・・・犯罪被害者等の心情に配慮した手続を推進する。また、・・・重大な被害に発展する恐れが大きい事案の被害者に対し、保護命令の申立てや捜査機関への被害の届出等に向けた適切な支援を推進する」

②犯罪被害者等に対する各種支援の一層の推進

③犯罪被害者等に関する啓発活動等の推進

等が策定された。

(4) 刑事司法制度の在り方を検討する視点

刑事司法制度の在り方を検討する上では、強い立場の国と弱い立場の被疑者・被告人という構図ではなく、犯罪者の対極には、犯罪者により心身の健康を奪われたり、生命を奪われた犯罪被害者等がいることを認識していただきたい。犯罪被害者等が安心して刑事司法に精一杯関わることが出来、それにより人としての尊厳を取戻し誇りを持って生き抜いていくことが出来るようにする制度を構築することが必要。

裁判員制度も定着してきた現在、被害者からも国民からも信頼される制度にしなければならず、そのためにも、社会の安全・安心に寄与していることを国民が実感でき、被疑者・被告人の権利にばかり比重を置かない、バランスの良い刑事司法を目指さなければならないと考える。